

令和6年第1回大町町議会（定例会）会議録（第3号）							
招 集 年 月 日	令和6年3月11日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和6年3月14日	午前9時30分	議 長	諸 石 重 信		
	散 会	令和6年3月14日	午前11時42分	議 長	諸 石 重 信		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	3 番	北 沢 聡		4 番	江 口 正 勝		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事 務 局 長	坂 井 清 英		書 記	古 賀 直		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	内 田 学		
	会 計 管 理 者	井 上 精 一		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事	副 島 徳 二 郎		
	企 画 政 策 課 長	藤 瀬 善 徳		生 活 環 境 課 長	前 山 正 生		
	町 民 課 長	吉 村 秀 彦		子 育 て ・ 健 康 課 長	森 ゆかり		
	福 祉 課 長	宮 崎 貴 浩		教 育 委 員 会 事 務 局 長	井 手 勝 也		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和6年3月14日

日程第1 一般質問

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| 8. DX戦略について | (山下淳也議員) |
| 9. 高齢者に優しい「福祉の町」を目指そう | (江口正勝議員) |
| 10. ふるさと納税の寄附金アップと「ふるさと館」の再活用について | (江口正勝議員) |
| 11. 伝承芸能の継承について | (早田康成議員) |
| 12. 文化財の保護について | (早田康成議員) |

午前9時30分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和6年第1回大町町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（諸石重信君）

日程第1. 昨日に引き続きこれより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。5番山下議員。

○5番（山下淳也君）

皆さんおはようございます。5番山下です。議長より登壇の許可をいただきましたので、これより一般質問に移らせていただきたいと思います。

今回の質問は、DX、デジタルトランスフォーメーション戦略について質問させていただきます。

昨今、各企業でDXの取組が加速度的に進められ、業務の効率化や新しい価値創造に対応

できる組織、効率、構築を目指した対応が効果を上げております。そうした中、住民の生活を支える業務を担う自治体の中にもデジタル化、ＩＴ化を進め、ＡＩの導入を本格的に行い、住民の利便性を高めつつ、職員への業務負担軽減を成功させているところが出てきております。

総務省は、目指すべき社会の在り方とし、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しております。デジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定した中で、自治体におけるＤＸ推進は、目指すべきデジタル社会のビジョンと位置づけております。つまり、住民にとって身近な行政を担う自治体こそがＤＸを実現しなければならないとしております。

地域社会の課題解決、行政サービスの効率化と質の向上、地域経済の持続可能な発展、これら全てにおいて効率的かつ効果的に業務を行うためには、今後、避けて通れない道だと考えております。多様化する行政ニーズに対し、きめ細やかな対応が求められる時代に限られた人と予算で最大の効果を引き出すことがＤＸの最大の目的です。

そこで質問です。様々な部分で徐々にデジタル化が進んでいると思いますが、大町町ではＤＸの推進基本計画を策定するお考えはあるのでしょうか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

ＤＸ戦略についてお答えいたします。

国では令和２年１２月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタルガバメント実行計画が策定され、その後、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策を示した自治体デジタルトランスフォーメーション、いわゆるＤＸ推進計画が策定されました。この推進計画の策定に合わせ、自治体ＤＸ推進手順書や地域社会のデジタル化に係る参考事例集が示され、また、２０２１年にはデジタル田園都市国家構想総合戦略が打ち出され、これを受け、住民の身近な行政を担う地方自治体の役割が極めて重要になってきており、全国の自治体でＤＸ推進計画やＤＸ基本方針などが策定されている状況となっております。

町においては、令和３年に策定した第５次総合計画に最新のＩＣＴ技術を活用した利便性の高いサービスの提供や行政手続のオンライン化、事務の効率化を目標に掲げて推進してお

り、国家戦略としてのデジタル化として進められているマイナンバーの普及の促進、利用の推進やマイナンバーカードを使った各種証明書のコンビニ交付、戸籍の広域交付などをはじめ国、県、他の市町と連携しながら自治体情報システムの標準化、共通化をも併せてD Xを推進しております。

議員御質問のD X推進基本計画ですが、国では、デジタル田園都市国家構想交付金が地方のデジタル改革を支援するために創設されました。この交付金につきましては、今後のデジタル化に対し、地方自治体の独自事務や地方創生など幅広い分野のデジタル化に活用ができ、交付金を採択する際の加算点となっていることから、今月末には大町町D X推進計画の策定を予定しております。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

ありがとうございました。今月末に策定されるということで安心いたしました。

今後、想定される内容としてはどのようなことがあるのでしょうか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

現在、町のD X推進計画のほうでは、主な対策としてデジタル・ディバイド対策、それから業務のデジタル化、それとデジタル化で補う生活支援などを大きな柱として取り組むことと考えております。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

D Xを進めるに当たって、まず絞り込み、小さなところから成功例を積み上げていくという概念実証をしていけば、よりスムーズに進んでいくのではないかと思います。

先行して嬉野市が結構進められていると思いますけれども、情報では5業務に絞り込み、試したところ、年間業務が約225時間の業務削減となったということであります。大町町もより早く取り組み、このような成果を上げていただければいいと思いますので、どうぞ頑張ってくださいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（諸石重信君）

4 番江口議員。

○4 番（江口正勝君）

4 番江口正勝です。今日は2つの質問をさせていただきます。

1つは、政策提言としての高齢者に優しい福祉の町を目指そうというテーマでございます。もう一つは、ふるさと納税の寄附金アップとふるさと館の再活用についてという2つの質問をさせていただきます。

まず最初に、高齢者に優しい福祉の町を目指そう。具体的には、75歳以上の後期高齢者の医療負担を無料化、もしくは軽減できないだろうかという提案でございます。

後期高齢者の大半は年金生活者。生活するだけでも大変なのに、さらに医療費負担が生じると生活そのものが破綻しかねない。町が誇る全国トップクラスの子育て支援や高校生までの子供たちに対する医療費支援と同様に、高齢者にも老後の安心と負担の軽減を実現できないかという内容でございます。

統計資料を御案内します。後期高齢者の医療負担はどのくらいだと思いますか。平均して1人100万円を超えているんですね。年間で100万円以上、最初、この数字を見たときにびっくりしました、そんなにかかっているのかと。

具体的に、大町町内の数字を御紹介します。これは令和4年の統計資料でございます。大町町では、後期高齢者と言われる75歳以上の方が1,243人となっております。1人当たりの医療費は117万6,005円、これは県内20市町のうち5番目です。かなり高い医療費がかかっているという状況でございます。

びっくりすることに、この大町町だけで医療費の総額は14億6,177万3,823円、保険等の給付額が13億4,835万7,132円、その差額が1億1,341万691円、これが窓口負担の額だと思われます。1人平均9万1,244円を大町町の後期高齢者の方は窓口で負担していると、1人約10万円です。かなり僕は厳しい数字だと思いますね。潤沢な資産、資金をお持ちの方は大して問題ないかもしれませんが、大半の方が年金生活者。しかも国民年金とか、あるいは中小企業の厚生年金の方は1、00万円前後の収入の中で年間10万円ほどを負担するというのはかなり大変な負担額だと思っております。何とかこの状況を改善できないかという思いで、今回の75歳以上の後期高齢者の医療費負担を無料化、もしくは軽減できないかという提案を

させていただきました。これは全国でもまれな内容だと思います。もし実現すれば、全国から注目され、移住・定住促進にもつながると思います。

さらに、町民の、特に高齢者の方々の安心と喜びをもたらす内容でありますから、勇気ある決断が求められているんじゃないかと思います。

あえて「勇気ある」という言葉を使ったのは、様々なところでいろんな批判、圧力があることが想定されます。1つは、単純にそんな予算ないよと。2つ目は、大町だけいい格好しやがってという他の自治体からの批判もあるかもしれません。さらに国のほうからは、おいおい、国もやっていない、そんないいことをやられちゃ、国民から国の福祉行政に対する批判が高まる、やめてくれ、そういう反対意見が想定されるわけです。

ここで振り返って考えてみると、これはとっぴもない話でも何でもありませんね。1970年代初頭、具体的には1972年ですけども、国が70歳以上の医療費は無償にしますという政策を打ち出して、それをやったんですね。佐藤内閣の末期から田中内閣の初期にかけてのことですけども、そのときは日本の福祉元年だとまで言われた。もう50年前の話ですからね。最近の方々は、えっ、そんなことがあったと思われるかもしれませんが、国の政策として70歳以上の医療費を無料化しますという福祉政策を行ったと、結果的には10年そこそこで頓挫しました。それはやっぱり財政負担が大きいからやめざるを得ないという判断でしょうけどね。国にとっては財政事情を改善するという面もあったかもしれませんが、私から言えば、国民の側からすれば、福祉行政の後退以外の何物でもありませんね。そのままずるずると国民に負担を強いる形で現在まで至っていると、でも、勇気ある自治体もあったんですね。

いろいろ調べてみましたら、東京都のH町——固有名詞はあんまり使うなと言われたのでH町にしましたが、東京都の西の外れにH町という町があります。人口1万6,000人ぐらいのちっちゃな町です。この町では、平成20年に敬老福祉大会というのがあったらしいですね。そこで町長が発言した、日本一お年寄りに優しい町づくり宣言というのをやったんですね。その内容は、後期高齢者の医療費を無償化しますという内容が含まれていて、早速、2009年、翌年には後期高齢者の医療費の無償化が実現されたと。

私は東京都のH町に電話してみました、どういう背景があってそれを実現したんですかと、住民の声が強かったのか、議会の支えや後押しがあったのか、それともという思いで聞いてみました。そしたら、当時の町長が元気のいい町長で、日本一高齢者に優しい町づくり宣言

をして、それで実現しましたと。ということは、一自治体であっても、やろうという意思があれば、特にトップの意思と要望があれば実現しちゃうんですね。それは現在まで続いており、さすがに令和6年度から多少変更されました。それは、保険事業が各自治体から都道府県単位の経営運営に変わったとかという背景もあるし、少子高齢化の波を受けて、現役世代の負担を軽減するとかということがあって、ちょっと後退した部分もありますけれども、現在でも月に5千円を上限とした医療費負担をやるというようなことを継続されています。

それと、ちょっと言い忘れましたけれども、2009年から実現したんですが、その何年か後には70歳から74歳までも含めて無料化すると、そういうこともやっています。

そういう事例を見ますと、やろうと思えばやれないことはないというふうに思いましたので、今回あえて政策提言という形で提言させていただきました。

あと、予算とかなんとかの問題というのは途中の質問でお伺いしたいと思いますので、この私の提言に対しての御返答をよろしくお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

江口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を無料化、もしくは軽減してほしいという政策提言の通告があっていますが、大きな財源を伴う提言でありますので、実現可能な財源まで含めて御提案をいただかないと、持続可能な町政・財政運営の責任はどう考えているのかということになりかねません。

江口議員は昨年12月議会で、10年後、20年後の大町町をどうイメージし、どう導くのかというようなことまで言われておりまして、大町町の将来を憂う質問をされています。そういうこともあって、将来的なことも含めて財源、提言をいただけたらというふうに思います。

まず、ちょっと視点が違うのかも分かりませんが、数字も若干違うような——今説明を受けて思いました、感じましたけれども、まず、現実として、75歳以上の後期高齢者の方は、基本的に窓口で支払う自己負担は1割となっています。2割、3割負担となっている74歳以下の方に比べ低い負担割合となっており、高額医療費の限度額も低く抑えられています。加えて、74歳以下の方と比べて保険料も低く設定をされているなど、既に一定の負担軽減がなされています。

仮に、医療費の窓口負担の助成、無料化を実施した場合、先ほど言われました、過去の老人保健制度無料化のときのようにかなりの医療費の増大が見込まれます。

後期高齢者の医療費の財源は、窓口で支払われる1割の自己負担を除き、保険料にあっても後期高齢者が1割、現役世代からの支援が4割、国、県、町負担も含めて公費が5割ということで成り立っており、医療費が上がった分、後期高齢者はもとより、74歳以下の方の保険料にも影響することになりますし、現役世代の負担はさらに上がるということになります。

なお、大町町の後期高齢者の医療費総額は、先ほど言われましたけれども、令和4年度が1年間で14億円程度、1人当たりの医療費は県平均101万円に対し、大町町は107万円、県平均を6万円ほど上回り、県内でも高い医療費額となっています。言われましたとおり、県内では5番目ということであります。これは医療費の問題ですね。無償化するためには、単純に計算をしますと、後期高齢者医療費の1割、すなわち1億4,000万円程度を毎年町が公費負担とは別に預かった税金の中から丸々負担することになります。

議員も大町町の国民健康保険運営協議会委員として、そしてまた、佐賀県の後期高齢者医療広域連合議会の議員としてこの制度は御理解いただいていると思いますけれども、後期高齢者医療は県内の全市町で構成する広域連合で運営を行っています。このため、大町町の医療費の増大は大町町にとどまらず、他市町にも影響を及ぼします。県内どこの市町も医療費の窓口負担や保険料などの低減のために、健康増進や早期発見・早期治療等、予防対策を進めることにより医療費の抑制に懸命に取り組んでいます。

昨年12月、私が掲げたオンリーワンでなくワンオブゼムだと、その他の中の一つだと、協力、協働が不可欠だと主張されていたのを思い出しました。

ちなみに、大町町の75歳以上の医療費内訳は、全体の約38%が糖尿病や高血圧等の生活習慣病であり、国民健康保険については40%を超える数値で生活習慣病となっています。生活習慣病についてはある程度未然に防ぐことができることから、保健指導や健康増進に関する事業等の強化を図り、保険料に直接影響がある医療費の抑制に努めています。

また、助成とは違いますが、疾病予防や予防の意識の向上、健康づくりのための健診、健康イベントへの参加などでポイントがたまったら商品券がもらえる健康ポイント事業を実施しており、国民健康保険については、特定健診を受けると抽せんで商品券が当たる受け得キャンペーンなども実施しており、受診率アップを図り、早期発見・早期治療につなげたいと考えております。

引き続き町民の皆様の健康を守り、医療費をできるだけ抑えるという観点から、高齢者を含め、町民の健康増進や予防対策に取り組んでいかなければならないと思っておりますので、無償化や直接的な助成は、継続的な町政・財政運営を含めた観点、責任ある立場として非常に厳しいと考えております。ただ、御存じのとおり、後期高齢者を対象に、敬老祝い金については見直しを行い、老友クラブ連合会への助成、それから高齢者を中心に置いた絆づくり事業など、今できることはさせていただいておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

そして、御質問にはお答えさせていただきましたので、逆に、質問の許可を議長にお願いをしたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

議員の提案は、まず1点目、町民のコンセンサス、同意が得られると思つての御提案なのか。そして、もしそうであるならば、財源は限られている中で、いつまで続けたらよいと思つておられるのか。そして、その財源は将来負担すべき経費はどうお考えか。それから、大町の将来をどう考えておられるのかという、この4点をちょっとお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

質問される立場になっちゃったですね。

最初に、データがちょっと違うとかなんとかという話だったんですが、これは今、町長も後期高齢者医療広域連合会の副会長をやられていますから、私はたまたま議員をやっている、後期高齢者の資料、これの中に載っておりました。私はそこにも電話をしたんですよ。大町町では教えてくれなかったもので、そちらの佐賀県の機関に電話したら、すぐ教えてくれました。それで、ここにちゃんと書いてありますよと。大町町の場合は、対象幾らと私がさっき述べたような内容を書いてありましたので、これに準じて、令和4年度だからデータの年度が違うかもしれないので、誤差があるかもしれませんが、これがうそだと言われたら困っちゃいますけれども。これに準じて具体的な話をさせていただきました。

財源の話とかいろいろありましたが、コンセンサスというのは、これは私はあちこちみんなに聞いているんですよ。そしたら、自らそういう話をする人は少ないですけど、話をしてみると、医療負担は結構大変だと、病気もこの年になるといろいろ抱えていると。ただ、医療負担よりも生活をしなきゃいかんのが第一優先なので、少々の病気や少々のけが、我慢できるぐらいのものは病院へ行かんで我慢しようと、そういう話を聞きます。何人かに聞いてみると、みんなそういうことなんですよ。だから、逆に、医療費が無料になったら頻繁に行くとか、そこはないと思うんですよ。かつてはそういう事情もあって、それで国の行政を見直すというふうな経緯になったらしいですけども、コンセンサスはあると、私の独りよがりじゃないということがまず第1点。

いつまでという、これはいろいろ難しいところがありますね。先ほどのH町では、3年に一度ぐらい見直すと。一応継続して、全額無料じゃないけど、月に上限5千円までに下げたけれども、これも状況によっては、財源が将来見通しが大変だということであれば、随時条例の変更等を含めて見直すという返答を得ました。だから、これがいつまでとかということじゃなくて、やれるうちはやろうと、やれなくなったら、それは修正なりする必要があるかもしれません。

財源負担に関しては、これは私は事務方じゃないので、あんまり詳しいことは分かりませんが、僕のイメージとしては、町立病院を3,500万円で売っちゃったと……（発言する者あり）ごめんなさい、3億5,000万円。それが残っているかどうか知らないけど、それを原資の一部に充てるとか、あと、この後にも質問に出てきますけれども、ふるさと納税の寄附金を安定的に確保しながら、事業が5つぐらいあるらしいんですね。その中に高齢者の福祉事業とかというのもあるので、その辺の財源を充当したらどうかと僕は個人的に考えました。

あとは無駄なものをどんどんカットして行って、やっぱり一番大事なことは町民の健康と暮らしと生きがいだと僕は思っているんで、優先順位を変えてふるさと納税の有効活用をすればいいんじゃないかと。

大町町の将来というお話がありましたけれども、客観的には、数字だけ見ているとちょっと寂しいですよ、20年後には、予測として3,500人ですか。だから、どうも町としてもじり貧になるような傾向がありますけれども、少なくとも、縁があつて大町町に生まれ育って生活しているという人であれば、ああ、大町町で生まれてよかったと、これだけ町も頑張ってくれている、将来の不安もあんまりないと、特に健康に関しては、何かあった場合

は少ない自己負担で健康管理もできると、そういう安心・安全な暮らしができる大町町民の将来であってほしいというふうに思っております。

割と漠然とした言い方ですけれども、基本的には、そういうふうなことを念頭に置いて質問していますので、細かいことはいろいろ詰めていただきたいと思いますと思っております。

それで、私は今回、ある意味では、実現すれば、大町町にとって歴史的な政策ですからね、国もやめちゃったような話だから。だから、私は100%満額、回答が得られるとは思っていませんでした。ただ、ゼロ回答はないんじゃないかと。これだけ町民が望んで、喜ぶ内容の政策提言ですから、まずできることはないのかと。できることはないのかを探して、できることをできるところからやろうというスタンスを、スタートラインを持ってほしいんです。

だから、町長の今の話の中でも、1割負担とか高齢者は優遇されている面があるというもろもろのお話も聞きましたけれども、それ以上に、もしできることがあれば何かやってやろうと、やっていこうと、昔と違って、ふるさと納税という貴重な財源もある程度見通しができますので。ましてや、大町町は佐賀県トップの高齢化率を誇っていますから——誇っているという言い方はおかしいけれども、そういう状況なので、やっぱり全国に先駆けて、高齢者にとってもこういう安心・安全な生活ができるんだよと、それを大町町がやろうとしていると、いろいろ批判もあるかもしれませんが、それを乗り越えて取り組むというスタートライン——僕は最後にちょっと書いていますが、実現のためのプロジェクトチームを最低限つくっていただきたいと。

この一議会の一質問に対する答弁で、それで終わりじゃなくて、町民が望んで喜ぶことだったら、継続的なテーマとして、課題として僕は取り組むべきだと思いますので、少なくとも、どうしたらいいか、何かできることはないか、できない理由ばかり見つけるんじゃないくて、できることはないかというスタンスを持って取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますけれども、どうでしょう。そういうプロジェクトチームとかというのをつくり上げる、そういう気持ちはおありですか、お願いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、一般質問において、答弁を制限、誘導されるような発言は不適切だと思いますので、控えていただきたいと思いますというふうに思います。ゼロ回答とか、そういうことを言われるような

ことかなというふうに思います。質問に対して私の考えを言っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、町立病院のお金が3億5,000万円あるだろうということですが、それは既に町の財源の中に入っていますので、その中の一部は使われているでしょう、残っている部分もあるでしょう。

それと、あと、ふるさと納税を言われましたね。ふるさと納税は大体そうですね、福祉に関する寄附額については、これは寄附される方の意思で振り分けております。そういう中で、年間大体2,000万円ぐらい福祉に使ってくださいという御希望があって、そちらのほうに振り分けをするわけですが、おかげで、現在いろんなことに使いながらも、福祉に関する寄附の基金については今1億5,000万円程度あります。それを使っている事業、通常の事業をしているわけですね。だから、この後期高齢者医療に充てれば1年、あるいは数年で使い果たしてしまうというふうに思います。

私が言っているのは町民の皆さんですよ、それで町民の皆さんが納得するとは私は思えません。なぜならば、この基金についても、財政についても、私のお金でもないし、議員のお金でもありませんので。

あえて言わせていただきますけれども、病気になったり、けがをして病院にかかることは誰でもあることだと思います。でも、病院にかからなくてもいいように、健康づくりに一生懸命努力されている方もいらっしゃいますし、医療費については町民の皆さん、いろいろなこと、国民健康保険も含めて気にしていられる方もおられて、そういうことで理解をいただいている方もたくさんいらっしゃると思います。そういう中で、また、福祉のためのふるさと納税を後期高齢者医療費の補填で使い果たすというのは到底考えられないと私は思っております。もしそうでもやらなければいけないと思うときには、こちらのほうからお願いをさせていただきたいというふうに思います。

議員は高齢者医療、それから国民健康保険事業における大町町の医療費については、先ほど申し上げられたとおり、お分かりだと思います。非常に厳しい状況ということは御承知をいただいているというふうに思います。

いろんな諸事情を勘案しますと、現時点でこの実現のためのプロジェクトチームを創設するという考えはありません。言われたH町の無料化もやっぱり財源的に厳しいということでだんだん縮小されてきています。これが、例えば3年でいいのか、10年するのかというのは

未知数だと思いますので、なかなかそういう考えには至らないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

どうもありがとうございました。大体现在の町の考えが分かりました。

私としては満額回答じゃなくて、例えば、H町が５千円を上限とするんだったら、その半額の２,５００円を上限としてやらないかとか、そういう段階的にやれるところからやらないかということを申し添えたく思います。

最後に、副町長にお伺いします。

今の私の提言に対して、県の行政にも通じていらっしゃるということなので、感想なり、見解なり、もしいただけるのであれば、お伺いします。

○議長（諸石重信君）

内田副町長。

○副町長（内田 学君）

ただいま江口議員から、副町長として、県職員の経験がある者として感想をというような御質問をいただきました。

私はこの議会に大町町の副町長として出席をしております。県職員として、ここで責任のある答弁をする立場にはございませんので、その質問にはお答えすることができません。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

何か感想をいただけるかなと思ったけれども、残念でした。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

２番目の質問をさせていただきます。

2 番目の質問は、ふるさと納税の寄附金アップとふるさと館の再活用について。

12月議会の委員会か何かでちょっと分かったんですが、ふるさと納税の寄附金が当初見込みの5億円から4億円アップと、9億円ぐらいに増えるということを知りまして、何がそんなにアップの要因になったのということをちょっと知りたくなりましたので、今回改めて質問をさせていただきます。

聞いた話によると、町のホームページのふるさと納税のサイト以外に、民間が運営している「さとふる」、「ふるなび」、そういうものを利用した結果が寄附金アップにつながったんだというふうなことをちょっと聞いておりますので、じゃ、具体的に今現在、大町町のふるさと納税の仲介事業者、どういうところは何社ぐらいあるのかということをまずお伺いしたいと思っております。

続いて、1億7,000万円をかけて改装した情報プラザ、現在のアンテナショップ、大町ふるさと館、あの建物は今回の4億円アップにどういう貢献をしたのかという感想もお伺いしたい。

関係者の話によると、お店は大赤字で、750万円ぐらい赤字を超えているなんて話もちらっと聞いたりもしましたけれども、どうもふるさと館の存在そのものが寄附金のアップに貢献したとは思えないなというふうに思っております。

それから、その先の話として、今度新しく指定管理者が変わるということなんですけれども、今までは残念ながら閑古鳥が鳴いているような状況だったんですよ。町民の皆さんの声として、買うものがないとか、高いものしか売っていないとかという不平不満があって、それじゃいかんだろうと、情報発信するにおいても、人が来なきゃ情報発信のしようがないんじゃないかというような視点で、町民が本当に集えるようなふるさと館にするための再生計画はあるのかというのが2番目の質問です。

いろいろ町内を歩き回っていると、いや、私はこういうふうにしたいとかという、3番目に、ある農業生産者からの提言というのを私は受けました。その方は熱心な、やっぱり大町町を何とかよくしようと、活性化しようと思われている方で、ふるさと館利用活用計画とか、こんなのをつくって私に渡してくれましたよ。ただ単に、口でぎゃんしたがよかばいとか、1本100円の大根を置きなさいとか、そういうことじゃなくて、ちゃんとした計画をお持ちでした。

ピックアップして紹介しますと、大町町内産の農産物直売所として活用する、手芸品、工

芸品などの販売もすると働く場や集まる場所をつくり、販売することで就労意欲や楽しみができる。それと、ふるさと納税の返礼品、持ち寄って、野菜なんかの詰め合わせセットを返礼品として利用できないかと。この方のいいところは、単に物を売るというだけじゃなくて、農産物生産施設の見学、収穫体験のツアーとか、そういうことも計画されていた。さらに進んで、耕作放棄地を利用した市民農園の開設、そこまで踏み込んで計画されている方です。

またさらに、耕作放棄地を利用したキャンプ場づくり。キャンプやまき割り体験、竹でバームクーヘンを作り、落ち葉堆肥、竹炭作り、原木シイタケ菌入れ込みというんですか、こういうことも提案されていて、単なる物品販売だけにとどまらず、町民の皆様の生産者と消費者の交流みたいな、そういう視点からも貴重な提言をされておりますので、できましたら、今度の新しい指定管理業者の方にはそういう意見を十分取り入れて、人が集えるような店づくりにしてほしいというふうにお願いします。

私は2月に一般通告の聞き取りがあったんですよ。その段階では、ふるさと納税関連の新しい指定管理業者が決まったということを知りませんでした。3月6日のホームページにプロポーザルの指定業者の決定の報告とかというのが出ていまして、それから慌てて遡って調べたら、ちょこちょこ出てきました。12月ぐらいに公募して、その後、プロポーザルを1月にやってということなんですけれども、これはまた答弁を聞いた後で細かい質問をさせていただきますので、当初の内容についての御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

ふるさと納税の寄付金アップとふるさと館の再活用についてという御質問ですので、お答えをさせていただきたいと思います。

民間のふるさと納税ウェブサイト、いわゆるポータルサイトになりますけれども、大町町では複数のポータルサイトを活用しております。その複数は企業戦略でありますので、答弁は控えます。

当初予算では、最低限確実な数字として毎年4億円から5億円を計上しておりますし、必要に応じて補正をさせていただいているところです。したがって、今回、当初予算額を上回ったのは実績としての数字ということで御理解をいただきたいと思いますし、その要因と

ということでは、ポータルサイトの増設や担当者、委託業者の経験値、民間力として、戦略、営業力、ノウハウ等もあるかと考えております。

また、新年度から寄附金を増やす手段としていろんな戦略を考えていかなければならないと思っておりますが、本年３月末をもってふるさと納税一括管理を行う事業者の委託期間が満了となることから、ふるさと館指定管理業務及びふるさと納税に関する委託業務を担う業者を審査を経て新たに選定し、提案しており、新年度におきましては、新しい民間の企業戦略、独自のノウハウを発揮していただけるものと期待をしております。

また、アンテナショップ大町ふるさと館が給付金アップにどのような成果があったのかという御質問につきましては、アンテナショップの役割として、大町町、あるいはふるさと納税に関する認知度、好意度、意欲の醸成など複合的な要素があり、どれだけ大町町を知っていただいたか、あるいは、ふるさと納税にどれだけ寄附をいただいたかを具体的に示すデータ等は持ち合わせておりません。

また、町民が集えるふるさと館にするための再生計画はあるのかという御質問ですけれども、ふるさと館はふるさと納税のアンテナショップとして新たな役割を担っており、事業費、その経緯、事情はこれまでも何回も説明をしてきました。したがって、現時点で、御希望に沿える計画は考えておりません。

それから、農業生産者からの提言、町民参加の体験ツアーなどを計画されているということですかね。

指定管理については、公募期間も終わっておりまして、規定、ルールに基づいて新たな業者を選定し、御提案をしているところでございます。議決後、今後３年間、施設の管理、アンテナショップとしての活用を任せるということになっております。したがって、町内外を問わず、個々人の考え、提案に対しての私見は控えさせていただきます。そういうアイデアを今の新しい管理者に対して町のほうから言っているのかどうかというのは、これはちょっと疑問がありますので、私の私見としては控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

民間のウェブサイトの名前も教えてもらえなかったし、何でそれが教えちゃいけない内容かというのもよく分からないし、別にどこかの秘密企業からじゃないんだから、テレビでどんどん「さとふる」だ「ふるなび」だとやっているわけだから、そのあれを使っていますよと、今度「アマゾン」だって参入するという話なんだから、じゃ、「アマゾン」もやりましょうとか、そのレベルの話だったらどんどん答えてほしいと思いますね。

関連質問なんですけれども、プロポーザルの結果、新しい業者が決まったということなんですけれども、私は申し訳ないけど、つい最近まで知らなかったです。この公募というのはいつ、どのような形で告知されたのか。それと、これも答えられないとおっしゃるかもしれませんが、プロポーザルの評価委員のメンバー構成、誰が任命し、そして町民の声の代弁者はその中に入ったのか、この辺もちょっと気になるところです。それと一番肝腎なのは、当然プロポーザルというのは一般の入札とは違って、企画提案内容と業務執行能力、それが問われるのがプロポーザルだというふうに書いてありましたけれども、要するに、企画提案内容がすぐれていると、業務遂行能力もあるということで新しい方が決められたと思いますけれども、じゃ、当然、今現在あるふるさと館には不平不満がたらたらですからね。新しい業者の方が新しく生まれ変わったふるさと館にしてくれるんじゃないかという期待はいっぱいお持ちだと思うんですよ。そういう期待をお持ちの町民の方々に対しても、企画提案書の中身、これはどういうふうにしたいと思った提案をされたのか、それを知りたいですね。これは秘密の部分じゃないと思いますよ。かくかくしかじかでふるさと館をよくしたいと、人を集めるようにしたいという提案があったと思うんですよ。

この中にも、大町ふるさと館指定管理者業務仕様書、プロポーザル実施要項、そういう内容を含んだ者を採用するというふうに書いてありましたので、当然その内容は町民に開示してもよろしいかと思います。少なくとも、企画提案の中身を議員には知らせてほしいと思いますが、いかがなものか。

それと、先ほど、ある農業生産者の話をしましたが、指定管理者業務仕様書の中にも書いてありますけれども、地域の農業者、あるいは商工者の活性化を目的にしているという部分もありましたので、十分その内容がプロポーザルの企画提案の中に含まれたのかどうかも知りたいところです。

それと、これは後でまた委員会で聞くとはいえますけど、指定管理料が300万円から600万円に上がっていますね。その背景、推移、何でそうなったのかということも、この場では無理

だったら、委員会のときにしっかりと説明していただきたいと思います。

このくらいで終わらせていただきます。また明日の議案質疑、あとは委員会等での御対応、よろしくお願いしたいと思います。

最後に一言だけ。情報公開の原則と知る権利という時代の流れに従えば、私がちょこちょこ質問の中で紹介しましたが、佐賀県レベルのところに電話一本かけたら、もちろん、後期高齢者広域連合の議員をやっているということもありましたけれども、すぐ答えてくれました。東京都のH町、どこの馬の骨か分からない地方の一議員が電話一本でこういうことを聞きたいと言った際に、親切丁寧に答えてくれました。ところが、大町町の場合はそんな難しくない、単なるデータを教えてくれと言っても何か消極的な感じで、その辺はもうちょっと改善してほしいと思います。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、我々は守秘義務があります。その境界線は我々が判断をします。そうでなければ我々の責任になりますので。

それと今、数字を教えてくれなかったと言われますけれども、資料の提出と教えるとは違うですよ。資料提出と言われるから、資料を提出する時間、いとまがないから、そこまではできません。議会からの資料提出は議長を通してと言っているでしょう。電話一本で職員が対応することはないんですよ、幾ら議員でも。そこはやっぱり踏まえていただきたいと思います。これは議員が言ったから何でも出すということはないです。情報を管理している責任がある私の判断で出すか出さないかです。ただ聞いたのを、いや、言えませんでしたんじゃないと私は聞いています。資料を提出してくれ、その資料をつくるには時間がかかります。町民のために、町のために仕事をする職員の時間を議員の議会の一般質問なり、質疑なりのために作るというのはありませんので、もしそうであれば、皆さんで話をさせていただいて、議長名で出していただければ検討しますということを言っています。その辺のところは少し間違いのないように御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

ありがとうございました。

最後に一言。私も町民のためを思っているような資料なり、データなりを集めて対応していますので、その辺のことも御理解いただいて、今後とも、できる協力は大いにさせていただきたいということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。6番早田議員。

○6番（早田康成君）

6番早田でございます。私からの質問についてよろしく願いいたします。

本日1つ目は、町の伝承芸能の継承について、2つ目が文化財の保護について、この2つについて質問をさせていただきます。

最初に、文化についてということで述べさせていただきますけれども、一くくりでございますので、その内容については概要的なところしか言えないかも知れませんが、まずそれを初めに申し上げまして、そして、質問の2つの質問に対してお答えをお願いしたいというふうに思います。

それでは、始めていきます。

若干長くなります。現在、私たちが生活していく上で、伝承芸能、それから文化財といったことについて関係者は関心を持っているんですけれども、普通、ふだんのところではあんまり関心がなくて、考えることもなくなってきたんではないかというふうに思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。

この伝承芸能、文化財の保護についてこれから質問をお願いするわけでございますけれども、2つの質問の内容は、伝承芸能を残すことを目的として質問させていただきます。また、文化財を保護していただきたいということについては、簡単に言えば、双方の保護をしていただきたいというのは、今傷んでおります。そういったところを今後、将来的に保存していくためにかにすべきかということについて質問をさせていただくということになります。

双方とも、大町町の財産として守っていこうということになりますけれども、文化に関することですので奥が深い。今までの歴史からすると、非常に奥が深いところがあるということで、皆さんとともに2つの伝承芸能と、そして、文化財に関し認識を共有して、改めて日本の文化、これを一くくりにしますけれども、考えてみたいというふうに思います。

若干長くなりますけども、先ほど言いましたように、御理解のほどよろしく願いいたします。

私たちのライフスタイルというのは変化し続けているわけでございます。伝統的な文化芸能、これが生まれた時代からは大きく変化をしています、変わってきております。これまで築かれてきた文化というのは、その時代に沿って需要性、必要性、そういったものが薄れてきて、関心も薄れてきたということが言えるだろうというふうに思います。今はインターネット、それからスマートフォンが当たり前の時代であります。したがって、ほとんど忘れ去られているところが大きいかなというふうに思うことを疑問に隠せないところでございます。

現在、海外から観光客が日本に殺到していることは皆さんも御承知のことと思います。観光目的とは、名所旧跡、それだけではなくて、日本の地方の景観、これの中に他国にはない唯一無二とされる文化が存在していることに興味があるからというふうに言われております。これまで彼らが経験したことのない日本の生活感、和風の文化、伝統文化にすばらしさを感じるからだと言われております。じゃ、なぜそういうふうに感じるのか。それは、世界中のほとんどの国が論理的思考の文化というふうなことで言われております。道筋を立てた自己表現の文化ということ言われているわけです。反対に、では、我が国の日本はどうかと申しますと、情緒的思考、いわゆる八百万の神々の下にといった精神文化による考え方で歴史が刻まれてきたとされております。

双方を簡略して説明いたしますと、論理的思考の文化は自己表現、今、生きる人々の考えによって文化がつくられます。年月が経過すれば、その時代は変化してしまいますので、そのため、次の世代の人たちはその時代に合った自己表現がそこに表れてくるわけです。したがって、そこに新しい文化をつくり上げるという形が取られるわけです。多少の継続するところはあるでしょうけれども、前の文化というのはほとんど残らないというのが諸外国の文化ということになるということでもあります。いわゆる個人の主張、権利を重んじる自己表現の文化ということになるわけでございます。

これに対し、日本は情緒的思考によって、ある時代の先人がつくり上げたものを土台として、そして、次世代の人々が自分たちの技量を上乘せして、そしてまた、次の世代へ受け渡すというように、師弟関係、親子関係、それから先輩後輩、この関係を重きに置き、長い歴史の中で多くの人たちの英知が時間をかけて集積されて日本の今の社会がつくり上げられた文化だというふうなことで言われているわけでございます。

このことから、日本の文化は個人の主張、権利を重んじる論理的思考に反し、人との関係を重んじるべき義務的意識を持った情緒的思考が形成されたというふうに言われますけれども、なお、このような文化というのは日本のほかにはないというふうに言われているところでもございます。

時間をかけてつくり上げられてきた日本の文化でありますけれども、現在、時代の変化とともにそれぞれの伝統文化について問題が生じていることは皆さんも御存じのとおりと思います。いわゆる伝承芸能とか伝統工芸とか、そういった部門において後継者が育たず消えいかざるを得ない問題に直面しているというふうなことであります。

今までずっと長く引き継いでこられたものがこの時代になってなぜ存続できなくなったのでしょうか。それは今申した情緒的思考から、日本はグローバル社会の中に置かれて論理的思考を持った社会へ移行せざるを得ない、この情勢の変化にあるからだとは私は考えております。私たちはこの問題に対し、時代の流れで仕方がないのかなと、その程度であって、変化をあまり気にすることなく生活をしているんじゃないかというふうに思います。ただ、何となく、最近、神社にお参りする人が少なくなってきたね、ああ、そうやと、お寺も同様に檀家の数がどんどん少なくなっているよと、ああ、そうみたいね、墓じまいの話題が頻繁になっています、供養は何のためにするのかなど、人の考え方に変化が起きていることは皆さんも気づいておられるということだと思います。情緒的思考で義務を重んじるこれまでの日本社会から自己主張、権利主張の社会をつくる論理的思考に変化していることを現代社会は今、映し出しているのではないかというふうに思われます。

今の世界では、日本は経済、外交等で諸外国と付き合っていく上においては情緒的思考で対応していくことは取り残されてしまいます。それは、論を待たないところではございます。しかし、だからといって、今、諸外国が羨ましがっているような日本らしさ、この日本の伝統文化を消し去ってしまうのはいかなものかというふうに私は思うわけでございます。

論理的思考は今の時代には欠かせない大切なものでございます。だからといって、日本の

伝統文化の全てを私たちの時代で途切れさせてしまう危機が足元まで迫っているということに対して、このまま手をつけずによいものでしょうか。過去に時間をかけてここまで継承されてきたものを簡単に消滅させるべきではないと私は考えます。人々が伝統を壊して新しいものをつくり出そうとしても一朝一夕にできるものではないということは想像に値するところでございます。

私は、伝統文化というものは、地域に生活している人間にとって自分のルーツを知り、思い、アイデンティティーを知るために必要なものであって、我々の祖先がどのような歴史を経て、どのような精神文化を受け継いで、現在の私たちの生活、人生に関係してきていることを考えることは、日本人として、また、自分の個人の人生にとっても一つの糧として捉まえていくべきじゃないかというふうに考えております。少なくとも、仕事以外であるならば、私たちの家庭の中で、または地域のコミュニケーションの中で情緒的志向を残していくべきだというふうに思います。

長くなりましたけれども、ここまで文化としての一くくりを申し上げましたけれども、今申しましたことを踏まえながら、これから伝承芸能についての質問の本題に入りたいと思います。

全国各地に伝承芸能がある。これは皆さん知っているとおり、それぞれの地域社会の暮らしの中で伝承されてきているわけです。それぞれの各集落で伝承されてきた奉納芸能、舞踊等、これはいろいろあるでしょうけれども、その種類については省略しますが、存在しているわけですが、この伝承芸能は無形文化財であることから、引継ぎ手がなければ途絶えてしまうというのは理の当然であります。

今、私たちの生活環境の変化によって継承者が減少し、その後、存在が危ぶまれるということはさきに述べたとおりでございます。全国的に有名な神社の催事においても、担い手不足から伝承芸能の継続を危ぶむ声を耳にするところでもあります。このようなことから、大町町も例外ではありません。町としては、この無形文化財の継承に本格的に取り組む時にあるんじゃないでしょうか。いや、時期遅しにあると思うところもありますけれども、これらの文化の継承についてどのような考えをお持ちでしょうか。

歴史を振り返ってみると、ここ大町町は農業を家業とするところが主でした。農業にのしかかるのは避けて通ることのできない自然災害の脅威におののき、米の生産と生活というのは常に不安定でありました。現代の農業技術は当然ありません。雨乞い、害虫や風雪等から

避けられるように祈願して、そして、無事収穫を迎えると、自然の恵みに感謝して神社に芸能を奉納できることを喜びとして、我々の祖先は神を祭る作法の一つとしてこういう芸能を奉納してきたわけであります。藩政時代は、華美な服装や踊り、歌などは禁じられておりました。しかし、祭事に関する芸能だけは許されていたわけでございます。それは、米は藩財政の根幹でありまして、凶作になれば藩の財政も苦しくなることから農民の祈願行事を保護することは当然考えられたでしょうし、特別に容認してこられたんではないかというふうに思います。

現代に生きる我々は、時代の変化に惑わされることなく、先人が生活のためにいかに苦勞してきたかを改めて知るべきだろうというふうに思います。

今日では、交通安全、家内安全といった、祈願の内容は若干変化はしているものの、生活の安寧を願うことに変わりはないわけであります。

今、我が国には、さきに述べた諸外国の論理的思考が渦巻いて、情緒的思考は忘れ去られようとしています。今に生きる我々は自己の存在価値を見直すところに来ていると思いますけれども、行政としてこの伝承芸能の継承をどのように考えているかについて、ここから質問の中身に入らせていただきます。

まず第1に、浮立太鼓の太鼓及び篠笛役の担い手の育成についてであります。

最近、年を追うごとに浮立太鼓の練習参加者が少なくなっておりまいました。これは青少年育成会議が行う浮立太鼓の出演者数からも伺えるところでございます。原因は、少子高齢化というふうなところであるわけですが、人口減少のほかに、結局、この大町町の中にやるところは限定されているわけです。自分の地区には浮立はないからあまり関心がないといった理由もその中に重なって見えているのではないかというふうに思われます。

これまで各地区で長く受け継いできているものの、今は将来にわたる存続の危機感を持つところでもあります。したがって、浮立太鼓のない地区においても、子供たちの社会教育の一環として伝承芸能に触れさせることが必要ではないかというふうに思います。この点についていかがでしょうか。経験のない子供たちは興味津々と捉えているようでございます。町の考えを後にお願ひしたいと思ひます。

2つ目に、不動寺、小通、下潟、それから中島、私が知っているのはこの地区の芸能についてでございますけれども、舞踊の存続についてであります。

今はほとんど消滅に近いところにありますけれども、まだ技術は完全に消え去ったという

ふうに思いたくありません。舞踊の経験者、県の資料、地方のイベント等で披露した痕跡等、これらを拾い出して芸能の復活ができないかということについて考えていますが、舞踊の伝承についてどのようなお考えか、お伺いしたいと思います。

3つ目は、舞踊が伝承可能となったとしても、当該地区の方々任せでは人口減少の観点から無理というふうなことが考えられます。町民の有志に伝統芸能の協力をお願いして、大町町全体の無形文化財として残すことができないか考えておりますけれども、町としての意見をお願いしたいと思います。

4つ目として、さきに論理的、情緒的と、るる申し上げましたけれども、日本の文化のよきところについて、文化を考える会、これなんかを企画するなど、日本芸能等について改めて認識をしていく必要があるかと考えます。大町町の伝承芸能について勉強会を開くなど、歴史認識を共有する機会を持てればと考えます。いわゆる殺伐とした社会の環境ではなく、本当に心の豊かな社会をつくることを求める事業であります。この点について行政の考え方についてお伺いをします。

4つの点について御質問をしましたけれども、よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

早田議員の4つの御質問に対し、それぞれが関連しておりますので、まとめてお答えいたします。

地域文化は地域社会において共同生活を行うために風俗や伝統、話し方、思考や生活の仕方、しきたりなどとして生まれたものです。その中で、家屋の建築様式、郷土料理、方言、農作業様式、祭礼、神事などが伝統文化として受け継がれてきました。

この伝統文化の性質として、第1に、議員も言われたように、生活の必要の中で構築されるものであるということが上げられます。農作物が豊かに収穫できたことを神様などに感謝したり、無病息災を願ったり、災害や疫病を払ったりするための儀礼としてのものがこれに当たります。

第2に、各世代の役割として意識され、伝承し続けられるものだと言えます。

文化人類学、そして民族学の研究者であり、大阪公立大学客員研究員の橋本裕之氏は、「民俗芸能研究という神話」の中で、民俗芸能とは、一民族の範囲内において、各地域社会

の住民が自らの手で伝承してきた演劇、舞踊、音楽及びそれに類する行動の伝承を広く民俗芸能と称したいと定義しております。つまり、主体は地域の方であるということになります。

議員が御指摘のものは、その中の民俗芸能のことだと受け止めます。大町町の民俗芸能に当たるのは、先ほど申されたように、下潟の面浮立、不動寺の皿踊り、中島の女相撲甚句、小通の豊年三助踊りが挙げられると思います。大町町の民俗芸能については、これまで町の文化発表の際には文化連盟からの出演依頼をしてまいりました。しかし、芸能の担い手不足や地域住民の方の負担などもあって、ここ10年は出演が見送られてきています。その中で、浮立がおくんちのときの芸能として各地区で今でも行われております。そこで浮立を盛り上げ、伝承を願い、子供浮立大会を大町町青少年育成町民会議主催で実施しております。しかし、子供浮立を続けている地区も少しずつ減少しているのが現実です。

民俗芸能の担い手不足は全国津々浦々の共通の課題でもあります。一旦やまったものを復活するには相当の力が必要です。高度経済成長期を経て、より便利に、より快適にと技術革新が行われ、今ではAIが日常生活の中に存在感を増す社会環境となりました。また、個性化や個人の権利をより尊重する時代となってきました。ハラスメントの問題が日常的にマスコミ等で取り上げられる現在です。こういった時代であるからこそ、地域が本当に必要だと感じて復活に向けて取り組むことが大切だと考えております。

繰り返しますが、復活するにはあくまで主体は地域住民の方であり、我々行政や専門家は応援団であると考えております。ただ、伝統芸能には人々をつなぐ役割、地域の子供を育む役割、地域相互をつなげる役割など重要な役割もあります。さらに、伝統芸能を通して日本の地域文化、日本人の精神文化、歴史などを学ぶこともできます。

そこで、学校では小学校1・2年生は生活科の中で地域探検学習、3年生は大町町の移り変わり等を通して大町町に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う学習、4年生は主に佐賀県内の文化財や年中行事を知り、それらは地域の人が受け継いできたことや人々の様々な願いが込められていることを理解することも学びます。5年生では我が国の地理的環境や産業の特色などの学習を通し、国民生活との関連を学びます。6年生では我が国の歴史や伝統などの学習をもとに国を愛する心情や、国民としての自覚や、平和を願う日本人としての自覚を養うことにつなげます。中学部ではさらに広く、そして、深く地理や歴史について造詣を深めます。

先日も小学部3年生が昔の道具について教育委員会職員から説明を受けました。4年生は

炭鉱時代のことを中心に学習しました。今回は学校で行いましたが、公民館の歴史展示室で学ぶこともあります。

このように学校での教育活動を通して大町の風土や歴史を知り、そこからさらに興味関心事に自分で探求する機会を設けております。

以上、社会教育の場では、民族芸能復活及び保存についての応援団として取り組んでいきます。また、学校教育の場では、民俗芸能復活及び保存について主体的な学習者を育む支援をしていきます。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

ありがとうございました。文化についての認識は私とあまり変わるところはなかったかと思います。

丁寧に学校の今の文化に関する授業に関してありました。勉強することはいろいろ知識が入ってよろしいでしょう。だけど、問題は文化が本当に体についているのかということなんです。

これは後で話しますが、国が21世紀になるまで文化継承について何の答えも出していない、動きもなかったわけです。そして、少子高齢化、こういったものが問題になってきたところで、2001年、平成13年、文化芸術振興基本法というものをつくっております。何年かして、平成29年にこれを改正して文化芸能基本法というものに改めております。

それから、佐賀県につきましては、平成9年度、10年度に佐賀県民俗芸能調査というのが行われております。実施はされておりますけれども、目的は伝承芸能の所在の確認だけなんです。どこで何をやっているか、どうのこうのということで、それからの進展はなかったわけです。そして、平成30年に佐賀県伝承芸能実態調査というものが行われました。大町町にも県の担当者が参りました。調査によって多面的、それから多角的に捉えて問題の把握分析、結局、今言った人口減少、後期高齢者関係の分析を行って県内に伝承芸能の現状と課題、継承についての議論を深めようという意味合いで資料を集めてまいったようでございます。

伝承芸能の必要性について、この調査の中にあるんですけれども、高校生までの間にこういった芸能に携わったというか、練習をしたとか、奉納に行ったとか、そういう子供たちは、こういう文化に対しては必ず必要だよと、日本人に対しては絶対必要だというふうな所見を

持っているようです。高校生まで何もやっていない人、全体から考えれば相当の数のパーセンテージが違っていると、やっていない人たちはやっぱり関心がない。ということは、自分の体でそういったものは覚えていく、今までの文化の継承なんていうのはそういうもんだと思います。先輩から後輩、師弟関係、自分が体で覚えたものが次の伝承の形になっている、これが日本の独特の文化だと私は思っております。

したがいまして、これを今から継続するためには人間が少なくなったらできません。そしてたらどうするかということになってくると、今、行政は協力の体制は持っていますよというふうなことなんですけれども、今からの世の中に対して、今言いました保存会とか、そういったものをつくる協力といったものが私は必要になってきます。分館長会とか、婦人会とか、何とか会とかいっぱいありますけれども、それと併せたような文化の継承についての保存会、こういったものが必要になってくるかと思うんですけれども、町として協力というのは、後ろから応援するという事で将来的にも考える予定ですか、お答えください。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

ひじり学園の3年生は、みおろし太鼓を演奏するという学習をずっと続けております。そういった意味では、先ほど議員がおっしゃられた、身をもって体験をするということは、3年生の時期はそういったことをみんな体験をしておるわけでございます。

それと、舞いについては、先ほども申し上げましたが、繰り返しになりますが、やはり地域の方が主体になるべきだというふうに私は考えております。

4地区の区長さん方、あるいは関係者の方々にお話を聞いてまいりました。そこで共通しておっしゃられたのは、特にそれぞれ婦人会の方が非常に大きな役割を持っておられたところが多くて、婦人会が解散をしたときに同じように解散をしようというふうに地区で決めていらっしゃるということが共通しているなというふうに思います。

もう一つ、中島とか下潟の方がおっしゃられたのは、やはり水害で資料とか道具などが被害を受けてどうにもならないというようなこともおっしゃっていました。

そういった意味で、非常に伝承芸能というのは、議員言われているとおり大事なものなんですけれども、そういった意味で、各地区でも予定がないし、そういう資料とかがなくなっているというのが大きな問題になっているというのが今回分かりました。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

ありがとうございました。くんち等になれば、普通の平日であっても休みを取って帰郷するという人たちが結構各地におられるんですね。それぐらい経験した人たちについては、教育というか、文化教育というのは非常に浸透して、今後の日本の文化に関する知識というか、経験というか、そういったものが継続されるというふうに思います。

私も教育長が言われるように、この4部落の舞踊については無理かなというふうに思っておるんです。思っではおるけれども、それではちょっと何とかならんかということで、何もしないかも分からんけれども、今までどこかで踊って、それを披露して、それがビデオにないだろうかと。佐賀県で国スポが今度ありますけれども、それは半世紀前にそういったところで踊っていないだろうかと、そういうものも併せて協力をお願いできんかなということで質問をさせていただいているところでございます。そういった努力をよろしく願いしたいというふうに思います。

なお、大町町の八幡宮は来月1,300年を迎えることになります。1,300年前、これは古文書にあるから1,300年なんですけれども、宇治神宮からするともっと昔の歴史があるかも分かりません。証拠文書がないから1,300年になっておりますけれども、そういった長きにわたる伝統の神事、そして、それに奉納するところの芸能、こういったものは1,300年前と今は違うでしょうけれども、私が申しましたように、伝統の文化が人それぞれずっと継続されて、親兄弟、先輩後輩、こういったところの流れによって今まで継続されてきたわけです。そういったところも踏まえて、このよき日本の風情というか、こういったものを残していきたいなというふうに思ひまして、1つ目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

それでは、2つ目の質問、文化財の保護について質問をさせていただきます。

今、伝承芸能等について申しましたけれども、文化財についても同じように伝承していくことが大切なんではないかというふうに思います。

町内にはいろいろあります。藤六の観音、長寿の滝、ヤスマキ等、いろいろな文化財が存

在しております。また、文化財の指定はありませんけれども、それぞれの地区にはいわゆるお地蔵さんが祭られております。これらの多くの文化財等と申しますけれども、野外に存在しているわけです。それぞれ建立の年代は違いますけれども、相当の年月がたって、風雨にさらされ、中には文字が判別できないような状態になっている文化財もございます。また、今回の自然災害によって破壊されてしまった、原形が維持できなくなったという箇所もあるわけでございます。

伝承芸能でも申し上げたとおり、同じく日本の情緒的思考の中で息づいてきたものでありまして、その存在価値は伝承芸能に違いはありません。

それで、1つ目の質問でございますけれども、風雨にさらされている文化財をこれ以上風化させないために、保護対策を考えていかなければならないと思います。特に、中島地区にあります線刻地蔵板碑につきましては、風雨にさらされまして彫刻が何て書いてあるか分からん、消えかかっております。屋根を設置するなど、これ以上の風化を防ぐために対策が必要となっているんじゃないかというふうに思います。

そして、各地区に祭られておりますお地蔵さん、これは文化財でないので、ちょっと余談かも知れませんが、これについても対策が必要ではないかというふうに思います。各地にあるお地蔵様については文化財とはなっておりませんが、存在を簡単に申し上げますと、当該地区の免疫侵入防止、伝染病は入ってくるなよと、頼むけんという話ですね、退散祈願。それから、ここによだれすけ、赤いやつがありますけれども、あれは赤ちゃんを示しています。赤ちゃんの成長を祈願したものなんです。ということは、集落の全ての人々が健康で幸せな家庭生活を送れるように願ったものというふうに、文化財と同じように考えてもよろしいかというふうに思います。他の文化財と同等に考えていきたいものです。

次に、長寿の滝についてであります。さきの大雨で原形をとどめないほど流出してしまいました。現在、応急的なちょっとした修理はできておりますけれども、石仏等、こういったものは全部流出してしましまして、首が取れたり、もう原形をとどめていないというふうな状態になっております。地元の方々も何とか元にならんかということで努力されているところでもありますけれども、なかなかその工事については手が進んでいないというのが現状です。昔は、長寿の滝は町民の人が身を清める場として利用されていました。そして、弁財天にお参りするという一つの筋道があったわけです。また、道金町にあります藤六の観音、この歴史についてはかいま見ることがあるわけです。貴重な有形文化財、双方がそこに存在してい

るわけです。この長寿の滝は今後の整備の在り方で、大町町の名所旧跡として観光名所となり得る性格を持ったところだというふうに私は考えます。

先ほど江口議員がいろいろそういう景観をして観光名所、こういったものをつくったらいかがかという話がありましたけれども、深山の霊場として本格的な整備を行って、駐車場を完備して、そして町内外に情報発信をして、神山の長寿の滝に関心を持って高めていけば大町町の発展にも若干ではありましようけれども、そういったものが貢献できるんじゃないかというふうに思います。

2つ目は、これらの文化財の今後の保護についてであります。

これも文化財で教育長が答弁されましたけれども、なかなか行政のほうでは手がつけられないという話になろうかと思います。

各文化財につきましては、近所の皆さん方が定期的にお参りをして掃除等がなされております。しかし、今後は、さきに申しました情緒的思考の衰退、これが懸念されるわけです。今までも進行しております。今後の保存、整備について引き継いでいただく方がいらっしゃるかどうか、不安を隠せないところでもございます。将来、文化財を後世に残していくためには、大町町民による文化財保護団体等の協力体制をつくっていかなければ存続はできないように思っております。

いろんな施策はあるかと思いますが、こういった文化財の保護についてどういうふうなお考えを持っているか、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

早田議員の御質問にお答えいたします。

大町町文化財保護条例第1条に、条例の対象となる文化財について以下のように記されております。「文化財で大町町の区域内に存するもののうち大町町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって大町町民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする」、第2条第1項に「建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」と記されて

おります。昭和49年に国の重要文化財に指定された土井家住宅とは別に、大町町の重要文化財としては、西福寺の回転式の一切経を納めた経蔵と如意輪観世音菩薩木造がございます。町の重要文化財の所有者である西福寺の方に管理責任者として管理をお願いしております。また、町指定重要文化財候補である中島信連墓石は公民館で保存をしております。これは天正2年、1574年の須古城攻めで戦死した龍造寺氏側の武将、中島信連の墓の一部です。このように、大町町の重要文化財、あるいは候補の有形文化財は大町町文化財保護条例にのっとり管理しております。

そのほか、大町町の文化財マップに掲載されております藤六の観音、長寿の滝をはじめとする文化財につきましては町の文化財に指定をしておりません。この文化財は地域の方が主体的にお世話をされていたり、宗教色が強いものであったりいたします。政教分離の原理もありますので、行政が主体的に関わることは難しいと考え、町の管理からは外れております。

議員御指摘の文化財は、その土地その土地の特色や当時の社会情勢に応じて当時の人々の信仰心や願い事に基づいて祭ったり建立したりされたものであると考えます。それを今日まで地域の方がお世話をされてこられたように、主体は地域の方であると考えております。そのため、行政としては見守ることしかできない立場にあります。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

今、藤六の観音とか、こういったところについては文化財としていないというふうなことがありましたけれども、佐賀県大町町文化財マップ、大町町の文化財ということでここに掲示をされている、これは違うということですか。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

大町町の文化財保護条例にのっとり指定された文化財ではないということでございます。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

この定義の第2条で、この条例では文化財は次に上げるもののうち大町の区域内に存在す

るもの、建造物と書いてあるんですけど、藤六の観音は建造物にならんですか。もう一度すみません、よろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

先ほど申しましたように、大町町文化財保護条例の第1条の条例、また、第2条第1項の条例に当てはまらないということになるかと思います。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

それでは、大町町文化財という、この文化財マップを修正せにゃいかんということになりますか。答えはいいですよ。そういうような解釈を持たせていただきました。

だから、線刻地藏板碑からずっと並んでおりますけれども、この分で、こういったところは文化財に入っていないということであれば、この大町町の文化財というところは削除せにゃいかん。私も今まで勘違いしておりました。そういったことのないように、修正のほどよろしくお願いします。

もう少し詳しくと思ったんですけども、藤六の観音、それから長寿の滝、これは道金さんの名前の由来ともなっております。それからヤスマキにおいては、これは有田の山の大蛇を退治すると、川のことですけど、六角川の話ですね。そういったところで、そういった尊厳を持って町民が受け入れてやってきた、そのあかしだというふうなことであります。

こういった文化財については、やはり大町町の一つの歴史としてしっかり私たちは考え、そして、それを保存していくということは考えていかなければいけないと。それは心の問題だと思うんですね。やらなかったらやらないでいい、それは自分たちの心、歴史を壊すだけの話であって、だけど、そういうわけにはいかん。やっぱり歴史に残し、後世に残すためには、これは何なんだということを、文化財ということで書いてありますけれども、いろいろ説明はあるんですけども、やっぱりその原形として何でこれがここにあるのかというような教育というか、そういったものも必要かと思います。

長くなりましたけれども、これをもって質問を終わります。

以上です。

○議長（諸石重信君）

これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時42分 散会